

雇用労政課から賃金関係法令についてのお知らせ

●福島県の最低賃金

1 地域別最低賃金 1時間当たり **772円** (H30. 10. 1～)

2 特定(産業別)最低賃金 ※県内の以下の産業で働く労働者に適用されます。

① 非鉄金属製造業	847円 (H29.12.16～)
② 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業	832円 (H29.12.6～)
③ 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業(医療用計測機器製造業(心電計製造業を除く。))を除く。	798円 (H29.11.26～)
④ 輸送用機械器具製造業	834円 (H29.12.9～)
⑤ 自動車小売業(二輪自動車小売業(原動機付き自転車を含む)を除く。)	831円 (H29.12.9～)

●賃金台帳

必須記載事項は、氏名、性別、賃金計算期間、労働日数、労働時間数、時間外労働時間数、深夜労働時間数、休日労働時間数、基本給手当その他賃金の種類毎にその額、となります。

※使用者が始業・終業時刻を確認し、記録する方法としては、原則として次のいずれかの方法によります。

ア)使用者が、自ら現認することにより確認し、記録すること。

イ)タイムカード、ICカード等の客観的な記録を基礎として確認し、記録すること。

●割増賃金

使用者は、労働者に時間外労働、休日労働、深夜労働を行わせた場合には、法令で定める割増率以上の率で算定した割増賃金を支払わなければなりません。割増賃金の基礎となるのは、所定労働時間の労働に対して支払われる「1時間当たりの賃金額」です。以下の①～⑦は基礎となる賃金から除外できますが、これらに該当しない賃金は全て算入しなければなりません。例えば、除染などの作業を行う事業主様は、除染手当を算定基礎に含めて計算しなければなりません。

①家族手当(扶養家族の人数またはこれを基礎とする家族手当額を基準として算出した手当)、②通勤手当(通勤距離または通勤に要する実際費用に応じて算定される手当)、③別居手当、④子女教育手当、⑤住宅手当(住宅に要する費用に応じて算定される手当)、⑥臨時に支払われた賃金、⑦1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

時間外労働に対しては25%以上、休日労働に対しては35%以上、深夜労働に対しては25%以上、時間外労働且つ深夜労働の場合は50%(25%+25%)、休日労働且つ深夜労働の場合は60%(35%+25%)の割増賃金を支払う必要があります。

※法定労働時間を超えて、または法定休日に労働させる場合には、「時間外・休日労働に関する協定」(36協定)を締結し、労働基準監督署に届け出る必要があります。また、時間外や休日に労働させる場合は、36協定の範囲内とする必要があります。

●休業手当

使用者の責任で労働者を休業させた場合は、平均賃金の6割以上の休業手当を支払う必要があります。

●年次有給休暇

採用から6か月継続勤務し、所定労働日の8割以上を出勤した労働者には10日の有給休暇を与え、その後、1年を経過するごとに、勤続年数に応じた日数を与える必要があります。

※パート・アルバイト従業員も有給休暇の付与対象です。